

□ 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定されました。

一般社団法人全日本駐車協会

国土交通省および警察庁では「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、平成24年11月29日全国の道路管理者、都道府県警察宛発出した旨発表がありましたのでお知らせします。

自転車は健康志向、環境意識の高まり等の社会的背景により、全国的に身近な移動手段として、利用ニーズが拡大しておりますが一方で、歩道走行による歩行者との接触など交通事故全体に占める自転車関連事故の割合も拡大傾向にあります。

こうしたなかで国土交通省道路局は平成24年4月、有識者による「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」からの提言を受け、警察庁交通局と連携し、国土技術政策総合研究所の調査・研究の成果も踏まえ、本ガイドラインを作成し、全国の道路管理者（直轄、自治体）に周知を図るものです。

本ガイドラインは、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成、整備、通行ルールの徹底等を進める上での指針を示したものでありますが、ネットワーク計画が策定されることにより、

- ①既存道路が新たに「自転車ネットワーク路線」に指定される。
 - ②既存道路の拡幅や空間再配分（車線数変更など）が行われることや新たに自転車専用通行帯（自転車レーン）が設けられ、あるいは速度規制が行われる。
- ことがあります。

又、「自転車利用の総合的な取組み」の項目の中では、（自動車の）駐停車・荷捌き車両対策として、

- ①路外また路上における駐停車空間が新たに確保される。
- ②「自転車専用レーン」設置区間で、沿道の交通状況に応じ、新たに駐車禁止や駐停車の規制が実施される。
- ③駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線、重点地域の指定により違反の取り締まりが強化される。

ことなどが示されており、各地域における駐車場事業経営にも少なからず影響が及ぶこともあるものと思われますので、会員各位におかれましては、今後の道路管理者による「自転車ネットワーク計画」の作成状況等について引き続きご注目願います。

以下に国土交通省（道路局）のホームページより本ガイドラインのポイントを転載いたします。

尚、本ガイドライン全文につきましては、国土交通省（道路局）のホームページ（以下のアドレ

ス)でご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>

※お問合せ先：国土交通省道路局環境安全課 電話 03-5253-8498

以 上

ガイドラインのポイント

I. 自転車通行空間の計画

- 自転車ネットワーク計画の作成を進めるため、計画目標等の設定、自転車ネットワーク路線の選定、整備形態の選定など計画作成手順を提示
- 車の速度や交通量等に応じ、車道通行を基本とした整備形態[※]の選定の考え方、目安を提示
※自転車道、自転車専用通行帯、車道で自動車と混在する方法等
- 整備に当たり道路空間の再配分や道路拡幅の可能性、速度の見直しによる整備形態の変更を検討するとともに、整備が困難な場合は、整備可能な当面の整備形態、代替路の検討などの対応を提示

II. 自転車通行空間の設計

- 自転車道、自転車専用通行帯、車道混在における設計の基本的な考え方(分離工作物、幅員、路面表示等)を提示
- 直線的に接続するなどの交差点部における設計の考え方を示し、自動車と分離又は混在させる自転車専用通行帯の対応案を提示 等

III. 利用ルールの徹底

- 以下の3つの観点から利用ルール徹底の取組を提示
 - ・ 全ての利用者へのルール周知(学校教育、免許証更新時等)
 - ・ ルール遵守のインセンティブ付与(児童等への自転車運転免許証の交付、事故の危険性周知等)
 - ・ 指導取締り(悪質、危険な違反への検挙措置等)

IV. 自転車利用の総合的な取組

- 駐停車・駐輪対策として、自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制等の実施と取締り等の取組を提示
- 利用促進として、自転車マップ作成、レンタサイクル導入等の取組を提示